

消 防 予 第 622 号
平成 30 年 11 月 2 日
一部改正 令和 5 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(用語の定義)

「令」・・・・・・・・・・消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）

「改正令」・・・・・・・・・・消防法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 69 号）

「規則」・・・・・・・・・・消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）

「改正規則」・・・・・・・・・・消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 12 号）

問1 「電磁誘導加熱式調理器」や「電気こんろ」等の電気を熱源とする設備又は器具は、改正令による改正後の令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具」に含まれないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問2 家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備又は器具として使用する場合には、当該家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに次のいずれかの機能が設けられているときは、改正規則による改正後の規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱ってよいか。

- (1) グリル過熱防止機能（グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）
- (2) グリル消し忘れ消火機能（グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）及び炎あふれ防止機能（グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能）

(答)

お見込みのとおり。なお、グリル過熱防止機能、グリル消し忘れ消火機能及び炎あふれ防止機能の有無は、家庭用ガスコンロの取扱説明書等により確認することができると考えられる。